

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令

(平成 13 年国土交通省令第 103 号)

(定義)

第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 疲労破壊輪数 舗装道において、舗装路面に 4 9 キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 二 塑性変形輪数 舗装道において、舗装の表層の温度を 6 0 度とし、舗装路面に 4 9 キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に 1 ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 三 平坦性 舗装道の車道（2 以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この号において同じ。）において、車道の中心線から一メートル離れた地点を結ぶ、中心線に平行する二本の線のいずれか一方の線（道路構造令第 3 1 条の 2 の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長 1. 5 メートルにつき一箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平坦舗装路面（路面を平坦となるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 四 浸透水量 舗装道において、直径 1 5 センチメートルの円形の舗装路面の路面下に 1 5 秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 五 舗装計画交通量 舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び 2 以上の車線を有する道路にあつては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の一車線あたりの日交通量をいう。

(舗装)

第 2 条 車道及び側帯の舗装は、次条から第 5 条までに定める基準に適合する構造とするものとする。

- 2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める構造とするほか、第 6 条に定める基準に適合する構造とするものとする。

(疲労破壊輪数)

第3条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 一日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

- 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第4条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位 一日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

- 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第5条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第6条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量(単位 15秒につきミリリットル)
第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級	1,000
その他	300

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

附 則

この省令は、平成13年7月1日から施行する。